

地域薬学ケア専門薬剤師制度 暫定認定者の更新要件等について

1. 暫定認定者から正規認定者への更新時に必要となる要件

「地域薬学ケア専門薬剤師」「地域薬学ケア専門薬剤師（副領域：がん）」の暫定認定者が正規認定への更新を行う際は、制度規程第4条2および第7条、規程細則第1条および第14条に係る要件を全て満たしていることが必要です。詳細は以下のとおりです。

(1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えていること。

→薬剤師免許の提出は不要です。（暫定認定申請時に提出・確認済みのため）

(2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有すること。

また、薬局での実務経験が1年以上あり、申請時に薬局に常勤として勤務していること

→証明書類の提出は不要です。

（薬剤師歴は暫定認定申請時に提出・確認済み。

現在の勤務状況は下記要件(5)のために提出される在籍証明書にて確認します。）

(3) 申請時において、引き続き5年以上継続して本学会会員であること。

→提出物は不要です。（会員歴は学会事務局にて確認します。）

(4) 「日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師」、「日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師」、

「日本薬剤師会・生涯学習支援システム（JPALS）クリニカルリーダー5以上」、その他本学会が認めた認定制度による認定薬剤師のいずれかの認定を受けていること。

→証明書類の提出は不要です。（暫定認定申請時に提出・確認済みのため）

(5) 本学会が認定する「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」において、本学会の定めた研修ガイドライン

および研修コアカリキュラム地域薬学ケアに関する5年以上の研修歴を有すること。

「（副領域：がん）」の場合は、加えて「副領域：がん」の研修ガイドラインおよび研修コアカリキュラムに従った研修であること。

→「研修修了証明書」、「研修修了証明書 兼 連携施設在籍証明書」、「研修履修報告書」が必要です。

なお、申請時点において、不足する研修期間が3か月未満であれば、研修修了見込みでの申請で可とします。[細則1条3(2)]

※各様式については[こちらのページ（リンク）](#)をご参照ください。但し、あくまで現時点で予定しているものであり、様式の内容や提出形式は変更となる可能性があることを御了承ください。

(6) 別に定めるクレジットを5年で50単位以上取得していること。

(7) 専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義に1回以上参加したこと。

「(副領域：がん)」の場合は、加えてがん専門薬剤師集中教育講座に1回以上参加したこと。

(8) 本学会の年會に1回以上参加したこと。

→(6)~(8)いずれも、申請から5年以内の実績のみが対象となります。(認定停止中の実績も可)

なお申請から5年以内の実績であれば、『2020年度緩和措置』適用に係る不足要件』として2021年10~12月に提出されたものなど、過去提出した実績も再提出可とします。

本要件の実績証明として、参加証明書等の提出が必要です。

(9) 自ら実施した5年の薬学的管理を行った症例報告50症例(4領域以上の疾患。1領域につき5症例以上)を提出すること。

「(副領域：がん)」の場合は、加えて悪性腫瘍領域における薬学管理指導の実績20症例を提出する。

なお各症例数の1割までは、5年以上前の症例でも良い。(地域薬学ケア専門薬剤師：5症例まで、

「副領域：がん」：悪性腫瘍領域は2症例まで)

→必ず [こちらのページ\(リンク\)](#) の記載要領を熟読いただき、記載例を参照の上、作成してください。

なお、症例の対象期間等の取扱いについては、以下のとおりです。

・各症例数の1割までを除き、申請時から遡って「認定停止期間を除く過去5年以内のもの」。

(=連携研修期間中の症例。認定停止期間は「過去5年」の計算に含まない。)

・例外として、5年間の研修修了後に症例を追加する場合に限り、所属薬局が連携施設の認定取得中であることを条件に報告可。

・連携研修前の症例(各症例の1割以内)は、申請時点の勤務先(連携施設)で自ら携わった症例。

また、疾患領域等における症例数については、記載要領にて以下のように定められています。

・病院(基幹施設)における症例は10症例まで。※基幹施設の規定に従い必要な手続き等を経ること

・在宅・セルフメディケーション・公衆衛生活動における症例は、それぞれ10症例まで

・「副領域：がん」申請における悪性腫瘍領域20症例には、3臓器・領域以上のがん種を含める。

ただし、「消化器、呼吸器、乳房、造血器悪性疾患の中から2臓器・領域以上」を必須とし、且つ「それぞれ3症例以上」を含めなければならない。緩和ケアのみの症例は5症例まで。

(10) 以下の研究活動のうち、発表あるいは論文の条件のどちらか一方を満たすこと。

また、「副領域：がん」の場合、発表や論文のテーマはがんに関係したものを含むこと。

学会発表：医療薬学に関する全国学会、国際学会あるいは別に定める地区大会での発表が2回以上あること。本学会が主催する年會において本人が筆頭発表者となった発表を含んでいること。

論文：本人が筆頭著者である医療薬学に関する学術論文を1報以上有すること。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された医療薬学に関する学術論文あるいは症例報告であること(編集委員以外の複数の専門家による査読を経ていない論文や商業誌の掲載論文は、本条の対象外)。

→連携研修中の実績であることが望ましいですが、厳密な実績時期は問いません。

なお、暫定認定申請時に提出した発表/論文など、過去提出した実績の再提出も可としますが、審査判定

は、判定時点の規準に従って改めて審査されますのでご了承ください。また、暫定認定時に複数の実績を提出された方は、実績別の審査結果（どの実績が認定されたか）はお答えできないことにも十分ご注意ください。

「別に定める地区大会」については規程細則 1 条 9 をご確認ください。

「副領域：がん」の「がんに関係した」学会発表については、筆頭か否かは不問であり、1 回以上で可とします。

本要件の実績証明として、学会発表の要旨または論文のコピーが必要です。

(11) 本学会が実施する専門薬剤師認定試験に合格すること。

なお暫定認定中に受験する場合は、薬剤師生涯学習達成度確認試験に合格すること。

→生涯学習達成度確認試験の合格歴がある方は、時期を問わず合格証書のコピーをもって免除されます。

また、医療薬学専門薬剤師および指導薬剤師、薬物療法専門薬剤師および指導薬剤師の認定資格を保有している方も、当要件は免除されます。

(参考 1) 暫定認定から正規認定への更新申請時に必要となる要件と提出物 (概要)

必要要件 (概略)	証明書類の提出
薬剤師免許・薬剤師としての優れた人格と見識	不要
薬剤師の実務経験 5 年以上	
本学会会員歴 5 年以上 (申請時において連続しているもの)	
以下いずれかの認定 「日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師」 「日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師」 「日本薬剤師会・生涯学習支援システム (JPALS) クリニカルラダー 5 以上」 その他本学会が認めた認定制度による認定薬剤師	
連携研修歴 5 年以上 (= 連携研修の修了)	要
クレジット 50 単位以上 (5 年以内の実績)	要 ※過去提出した実績の再提出可
薬物療法集中講義への参加 (5 年以内の実績) 「副領域：がん」の場合、がん専門薬剤師集中教育講座へも参加 (5 年以内の実績)	
本学会 年会への参加 (5 年以内の実績)	
症例報告 50 症例 「副領域：がん」の場合、加えて悪性腫瘍領域の 20 症例	
学会発表 2 回以上 (うち筆頭発表 1 報以上) または論文 1 報以上 (筆頭著者) 「副領域：がん」の場合、がんに関係するものを含むこと。	要
生涯学習達成度確認試験または本学会専門薬剤師認定試験の合格歴 (又は医療薬学専門薬剤師/指導薬剤師、薬物療法専門薬剤師/指導薬剤師の資格)	

※詳細については説明文をご確認ください。規程細則や Q&A も必ずご確認くださいようお願いします。

2. 暫定認定者から正規認定者への更新と**同時に指導薬剤師を取得する場合の要件**

「地域薬学ケア専門薬剤師」の暫定認定者は、正規認定への更新要件を全て満たすことに加え「地域薬学ケア指導薬剤師」の要件（規程第5条）を満たす場合、**正規認定への更新申請と同時に「地域薬学ケア指導薬剤師」の認定申請をあわせて行うことが可能です。**

なお、「地域薬学ケア専門薬剤師（副領域：がん）」の暫定認定者が指導薬剤師を取得する場合の要件等については、決定次第ご案内いたします。

※「地域薬学ケア専門薬剤師」の正規認定を取得せず「地域薬学ケア指導薬剤師」のみ取得を希望する方も、正規認定への更新申請は必要となります。（正規認定要件の充足審査のため）

(1) 「地域薬学ケア専門薬剤師」として5年以上医療現場で活動していること。

→暫定認定者としての活動実績も認められます。

(2) 別に定めるクレジットを5年で50単位以上取得していること。

→5年以内のものであれば、過去(又は同時申請される正規認定への更新時)に提出した実績の再提出可。

(3) 5年継続して本学会の会員であること。

→提出物は不要です。（会員歴は学会事務局にて確認します。）

(4) 複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に掲載された医療薬学に関する学術論文が3報以上(うち、少なくとも1報は筆頭著者)、

あるいは医療薬学領域の英文論文筆頭著者1報以上(症例報告を含む)

(編集委員以外の複数の専門家による査読を経ていない論文や商業誌の掲載論文は、本条の対外)。

(5) 国際学会、全国学会、あるいは別に定める地区大会における医療薬学に関する学会発表が3回以上(うち、少なくとも1回は筆頭発表者)、あるいは国際学会筆頭発表者1回以上。

→(4)(5)ともに、過去（または同時申請される正規認定への更新時）に提出した実績の再提出可。

(6) 「地域薬学ケア専門薬剤師」である期間に、専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義に1回以上参加したこと。

→申請から5年以内の実績のみが対象となります。（認定停止中の実績も可）

5年以内のものであれば、過去(又は同時申請される正規認定への更新時)に提出した実績の再提出可。

(7) 他の医学系学会の会員であることが望ましい。

→該当する場合は、学会名と会員番号(又はそれらが分かる書類)を提出してください。

(参考 2) 暫定認定から正規認定への更新と同時に指導薬剤師の認定申請を行う場合の要件と提出物(概要)

必要要件 (概略)	過去 (または同時) 提出済みの 実績の 再提出可否	証明書類 の提出
「地域薬学ケア専門薬剤師」(暫定認定者)として 医療現場で5年以上活動	— (指導薬剤師のみの要件)	要
クレジット50単位以上 (5年以内の実績)	可	
本学会の会員歴5年以上 (申請時において連続しているもの)		不要
論文3報以上 (筆頭著者1報以上) 又は 英文論文筆頭著者1報以上 (症例報告を含む)		要
学会発表3回以上 (筆頭発表者1回以上) 又は 国際学会筆頭発表者1回以上		要
薬物療法集中講義への参加 (5年以内の実績)		
※任意※ 他の医学系学会の会員であること	(指導薬剤師のみの要件)	(任意)

※詳細については説明文をご確認ください。規程細則やQ&Aも必ずご確認くださいようお願いします。